

# 救急に関する調査研究事業助成要綱

平成 4 年 1 月 1 0 日

改正 平成 1 1 年 3 月 1 5 日

改正 平成 2 4 年 5 月 1 日

改正 平成 2 5 年 4 月 2 6 日

改正 令和 6 年 2 月 7 日

## 1 目的

一般財団法人救急振興財団は、救急業務に関する先進的な調査研究等の事業の実施に必要な経費について助成を行い、もってプレホスピタル・ケアの充実、傷病者に対する救命率の向上等に資するものとする。

## 2 助成対象者

この要綱に基づく助成は、次の各号に掲げる団体に対して行うものとする。

- (1) 消防機関
- (2) 医療機関
- (3) その他の団体で公益を目的とした調査研究を行うもの

## 3 助成対象事業

この要綱に基づく助成は、次の各号に掲げる調査研究に関する事業について行うものとする。

- (1) 救急救命用資器材の開発、改良等の先進的な調査研究
- (2) その他救急業務の高度化に資する調査研究

## 4 助成の限度額

この要綱に基づく助成限度額は、100万円以内とする。

## 5 調査研究の期間

この要綱に基づく助成の対象となる調査研究は、助成年度内に完了しなければならないものとする。ただし、調査研究の内容により、助成年度内を越える期間が必要であると認められる

場合には、次年度の範囲内で事業の完了期日を延長することができるものとする。

## 6 助成の申請手続

この要綱に基づく助成を受けようとする団体は、毎年度、理事長が定める期日までに、事業助成申請書（様式第1号）を理事長あてに提出するものとする。

## 7 助成申請の審査及び助成の決定

理事長は、助成の申請があったときは、別に定める「救急に関する調査研究事業助成審査委員会」で審査した結果に基づき、助成するか否かを決定し、助成することとした団体に対しては、助成決定通知書（様式第2号）により、助成しないこととした団体に対しては、助成申請審査結果通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

## 8 助成金の交付

助成決定通知をした団体に対しては、助成対象事業の開始当初に助成金の半額を交付し、残りの半額については、当該団体からの完了報告書の提出をもって交付するものとする。

## 9 事業計画の変更等

助成決定通知を受けた者は、助成対象事業が予定された期間内に終了しないこととなった場合、その他助成申請書に記載された事項に変更があった場合には、すみやかにその旨を理事長に届け出なければならないものとする。

## 10 助成決定の変更又は取消

理事長は、前項の届出があった場合において必要があると認めるときは、助成決定を変更し、又は取り消し、及び既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

## 11 助成対象事業の完了報告

助成を受けた者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに完了報告書（様式第4号）に成果物を添えて理事長に提出しなければならないものとする。

附 則

この要綱は、平成4年1月13日から施行する。

附 則（平成11年3月15日）

この要綱は、平成11年3月1日から施工する。

附 則（平成24年5月15日）

この要綱は、平成24年5月1日から施工する。

附 則（平成25年4月26日）

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

附 則（令和6年2月7日）

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。